

## 第10次三重県交通安全計画の作成について

### 1 県内の交通情勢

平成23年度から平成27年度までの「第9次三重県交通安全計画」の期間においては、初年度に交通事故死者数が初めて100人を切り95人、翌年も95人、次は94人と昭和29年の統計を取り始めて以来過去最少を更新してきました。

ところが、平成26年については、交通事故死者数が4年ぶりに100人を超え112人と、人口10万人当たりで比較すると全国ワースト3位となりました。平成27年の死者数は過去最少の87人に減少したものの、計画に掲げた目標の75人は達成できませんでした。

### 2 第10次三重県交通安全計画の作成

都道府県交通安全計画は、国の交通安全基本計画に基づき、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、法律によりその作成が義務付けられています。【交通安全対策基本法第25条第1項】

第9次三重県交通安全計画の計画期間が平成27年度で終了することから、現在作成中の国の「第10次交通安全基本計画（計画期間：平成28～32年度）」を勘案しつつ、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）」をふまえ、「第10次三重県交通安全計画」の作成を進めています。

(1) 計画の期間 平成28年度から平成32年度までの5年間

(2) 骨子（素案段階）

道路交通の安全	鉄道交通の安全	踏切道における交通の安全
<p>◆理念：道路交通事故のない社会を目指して</p> <p>◆対策：</p> <p>&lt;視点&gt;</p> <p>1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象</p> <p>①高齢者及び子どもの安全確保</p> <p>②歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>③生活道路における安全確保</p> <p>2 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項</p> <p>①交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進</p> <p>②地域ぐるみの交通安全対策の推進</p> <p>③先端技術の活用推進</p> <p>&lt;施策&gt;</p> <p>①道路交通環境の整備</p> <p>②交通安全思想の普及徹底</p> <p>③安全運転の確保</p> <p>(※次頁に続く)</p>	<p>◆理念：鉄道事故のない社会を目指して</p> <p>◆対策：</p> <p>&lt;視点&gt;</p> <p>①重大な列車事故の未然防止</p> <p>②利用者等の関係する事故の防止</p> <p>&lt;施策&gt;</p> <p>①鉄道交通環境の整備</p> <p>②鉄道交通の安全に関する知識の普及</p> <p>③鉄道の安全な運行の確保</p> <p>④救助・救急活動の充実</p> <p>⑤被害者支援の推進</p>	<p>◆理念：踏切事故のない社会を目指して</p> <p>◆対策：</p> <p>&lt;視点&gt;</p> <p>それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進</p> <p>&lt;施策&gt;</p> <p>①踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進</p> <p>②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</p> <p>③踏切道の統廃合の促進</p> <p>④その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置</p>

④車両の安全性の確保 ⑤道路交通秩序の維持 ⑥救助・救急活動の充実 ⑦被害者支援の充実と推進 ⑧調査研究の充実		
---	--	--

### 3 市町における交通安全計画の作成

市町村交通安全計画は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあっては、市町村の長。）がその区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、交通安全対策基本法によりその作成が努力義務化されています。【交通安全対策基本法第26条第1項】

### 4 第10次三重県交通安全計画の作成のスケジュール

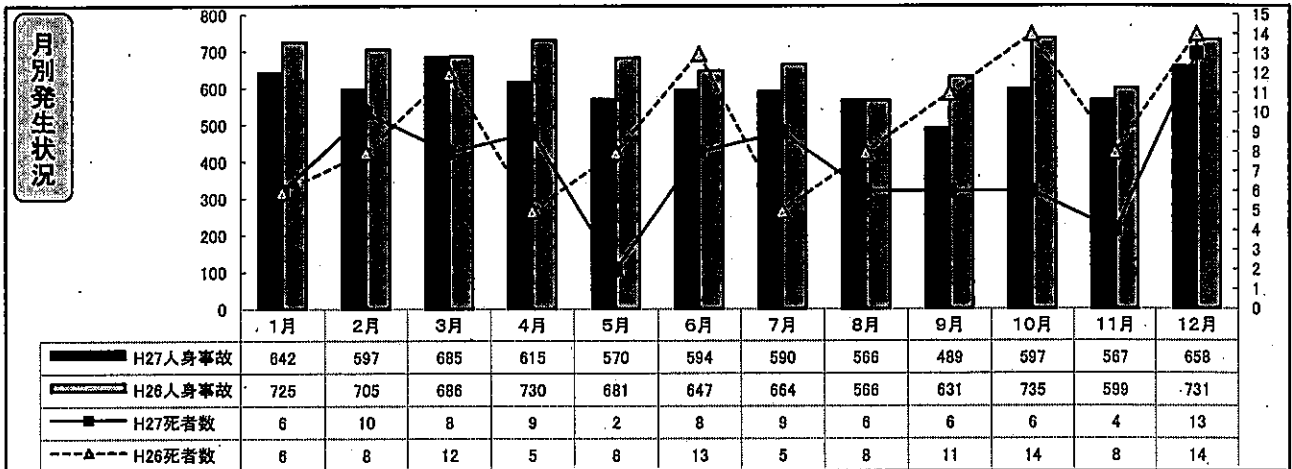
平成28年1月	素案について、市町・関係団体へ意見照会
平成28年2月	中間案の作成
平成28年3月	中間案を三重県議会に報告 中間案を市町へ送付
平成28年3月～4月	中間案について一般意見募集（パブリック・コメント）
平成28年5月	最終案の作成
平成28年6月	最終案を三重県議会に報告
平成28年7月	三重県交通安全対策会議において決定

# 三重県内の交通事故発生状況(平成27年中)

平成28年2月4日  
交通安全・消費生活課

## 交通事故発生状況(前年同期対比)

	全体				うち高齢者			
	平成27年	平成26年	増減数	増減率	平成27年	平成26年	増減数	増減率
総数	61,868	62,346	▲ 478	▲ 0.8				
人身事故	7,170	8,100	▲ 930	▲ 11.5	2,151	2,330	▲ 179	▲ 7.7
死者数	87	112	▲ 25	▲ 22.3	52	57	▲ 5	▲ 8.8
負傷者数	9,515	10,717	▲ 1,202	▲ 11.2	1,447	1,647	▲ 200	▲ 12.1
物損事故	54,698	54,246	452	0.8				



## 死者数ワースト順位(H27年12末)

順位	都市名	死者数	10万人当たり	H27.11末
15	松阪市	11	6.49	66
33	桑名市	7	4.90	67
76	伊勢市	5	3.80	55
100	四日市市	10	3.19	87
105	津市	9	3.15	150
119	鈴鹿市	6	2.98	127
14	三重県	87	4.77	17
	全国	4,117	3.24	

## 市町別の死者数

	死者数	増減数		死者数	増減数
桑名市	7	1	大紀町	2	2
木曽岬町		0	伊勢市	5	2
いなべ市	1	▲ 1	玉城町	1	▲ 2
東員町	1	0	南伊勢町		▲ 2
朝日町		0	度会町		0
川越町	1	1	鳥羽市		0
四日市市	10	▲ 4	志摩市	3	2
菰野町	1	▲ 2	尾鷲市	2	0
亀山市	3	2	紀北町	2	2
鈴鹿市	6	▲ 5	熊野市	2	2
津市	9	▲ 10	御浜町		▲ 3
松阪市	11	▲ 4	紀宝町	1	▲ 1
多気町	2	1	伊賀市	3	▲ 6
明和町	3	0	名張市	3	1
大台町	1	0	高速	7	▲ 1
			計	87	▲ 25

## 死亡事故の特徴

(86件87人)

- 高齢者の事故死者～87人中52人(59.8%)
- 交通弱者(歩行者、自転車)の死者～87人中40人(46.0%)
- 飲酒運転による事故～1件(前年対比-8件)

## 年別死者数の推移

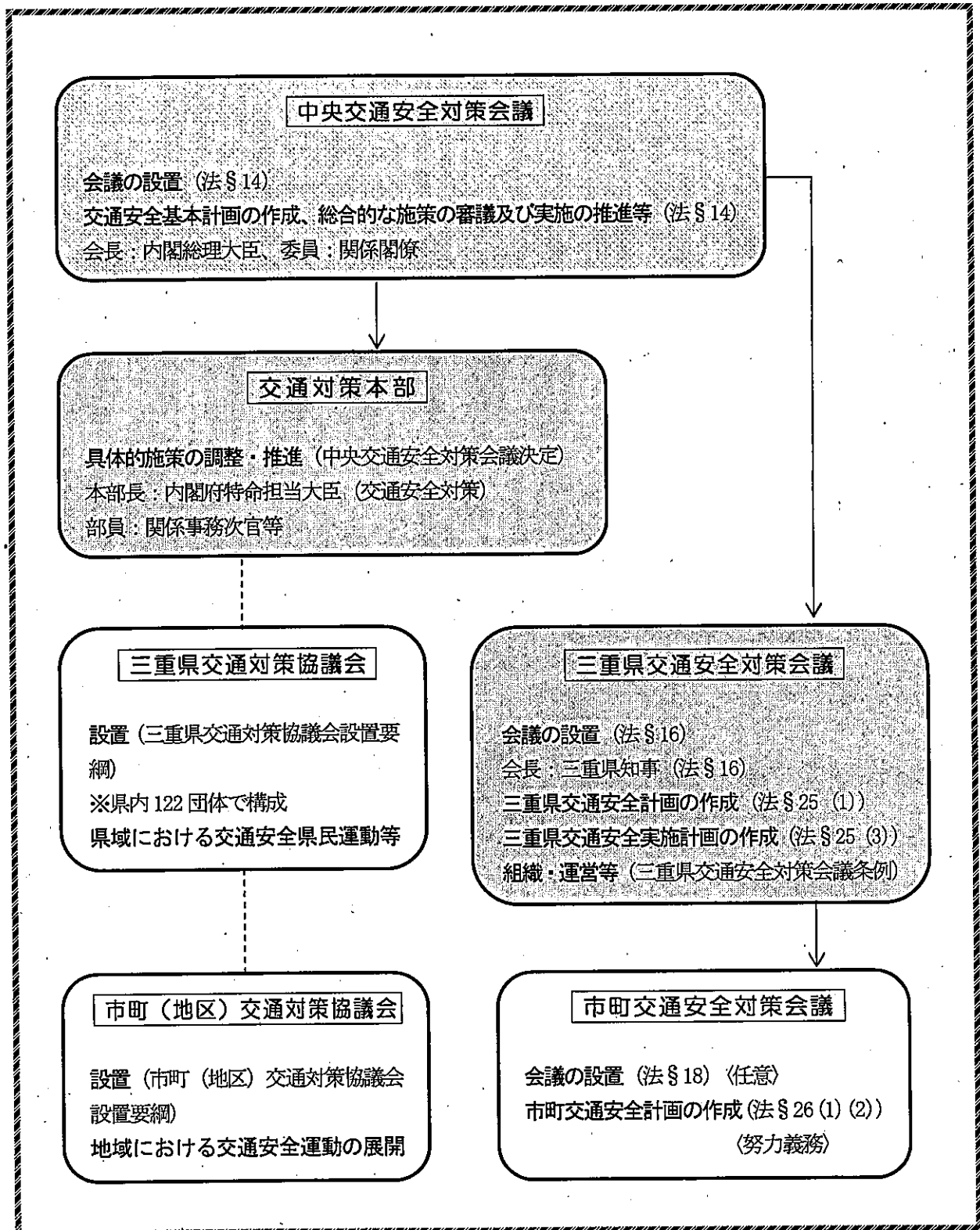
年別	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
死者数	197	213	228	204	213	221	211	174	187	163	167	118	110	112	135	95	95	94	112	87

## 死傷者の年代別・状態別状況

	自動車	自二車	原付車	自転車	歩行者	その他	計	構成比	増減数
幼児	148	0	0	6	12	2	168	1.8	▲ 31
小学生	153	0	0	53	54	3	263	2.7	▲ 12
中学生	66	0	0	92	11	0	169	1.8	▲ 21
高校生	68	8	11	128	10	1	226	2.4	▲ 45
若年者	873	61	70	71	32	3	1,110	11.6	▲ 124
高齢者	937	19	149	179	214	1	1,499	15.6	▲ 205
その他	5,339	188	164	221	244	8	6,164	64.2	▲ 792
計	7,584	276	394	750	577	18	9,599	100.0	▲ 1,230
構成比	79.0	2.9	4.1	7.8	6.0	0.2	100.0		

※ 各数値は速報値のため他の統計数値と異なる場合があります。  
※ ▲は、減少を示します。

## 国、自治体の交通安全対策推進体制



注：表中、「法」とは「交通安全対策基本法」を指します。

# 交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号） 【抜粋】

## （目的）

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## （国の責務）

第三条 国は、国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全（以下「交通の安全」という。）に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

## （中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十四条 内閣府に、中央交通安全対策会議を置く。

2 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

## （都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

## （市町村交通安全対策会議）

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

## （関係行政機関等に対する協力要求）

第十九条 中央交通安全対策会議、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあつては、市町村の長。次条並びに第二十六条第一項及び第五項において同じ。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長（関係行政機関が委員会である場合にあつては、関係行政機関）及び関係地方行政機関の長、関係地方公共団体

の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(都道府県交通安全計画等)

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

- 2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

(市町村交通安全計画等)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。